平成２５年（再イ）第６３号
福岡県遠賀郡水巻町吉田西２丁目20番12号
再生債務者　南　　千秋
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年２月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年２月10日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（再イ）第１０４号
さいたま市南区大谷場２丁目６番20号
再生債務者　蒲谷　伸行
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年２月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年２月10日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２５年（再イ）第３４号
千葉県山武郡芝山町新井田新田245番地39
再生債務者　山下　健一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年２月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年２月10日
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（再イ）第３１号
新潟市西区新通1680番地１
再生債務者　丸山由美子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年２月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年２月７日　　新潟地方裁判所民事部

平成２５年（再イ）第２１号
福井市板垣５丁目1413番地
再生債務者　牧野　照代
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年２月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年２月７日　　福井地方裁判所

平成２５年（再イ）第２４号
福井県鯖江市新町第２号29番地７
再生債務者　高橋　　誠
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年２月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年２月７日　　福井地方裁判所

平成２５年（再イ）第２５号
北海道苫小牧市日の出町１丁目５番33号
コーポサンライズＢ―301
再生債務者　晴山　絵海
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年２月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年２月７日
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（再イ）第６２号
千葉県柏市南逆井６丁目31番８号
再生債務者　塚本　恵一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年２月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年２月７日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（再イ）第４６号
岐阜市岩田西３丁目669番地
再生債務者　矢島　忠明
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年２月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年２月10日　　岐阜地方裁判所

平成２５年（再ロ）第５号
滋賀県栗東市川辺407番地　Ⅲ―103号
再生債務者　ＡｍｙＲｕｔｈこと　松山　裕之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年２月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年２月10日
大津地方裁判所民事部再生係

平成２５年（再イ）第１９７号
札幌市厚別区上野幌１条４丁目６番５号
再生債務者　柳剛　　修
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年２月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年２月10日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（再イ）第２５３号
札幌市中央区宮の森４条７丁目３番20―405号
再生債務者　田中　　稔
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年２月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年２月10日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（再イ）第２１号
千葉県山武市美杉野１丁目８番地１
再生債務者　越川　　実
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年２月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年２月10日
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（再イ）第２９号
静岡県三島市初音台24番地の38
再生債務者　小林　和則
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年２月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年２月10日
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部公告第19号

平塚都市計画事業真田・北金目特定土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第99条第２項の規定による仮換地の使用収益開始日の通知について、送付すべき場所を確知することができなかったので、同法第133条第１項の規定により、その内容を下記のとおり公告する。

平成26年２月24日

平塚都市計画事業
真田・北金目特定土地区画整理事業
施行者　独立行政法人都市再生機構
首都圏ニュータウン本部
本部長　安達　哲郎

記

1　氏名及び住所
氏名　柏木　新作
住所　平塚市真田１丁目１番21号
2　通知の内容
文書番号
し開54―96　真北発17―121―１　平成26年１月22日
柏木　新作
街区番号、画地番号及び地積
45街区10画地　地積360.88㎡
仮換地について使用又は収益を開始することができる日　平成26年３月17日
教示
1　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条に規定されています。）
2　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
3　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

以　上